

答 申 第 2 号

令和5年10月13日

国分寺市長 井 澤 邦 夫 様

国分寺市障害者施策推進協議会

会長 大 塚 晃

答 申 書

令和5年5月19日付け諮問第2号により諮問のありました「国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理，評価等に関する事」について，次のとおり答申する。

記

1 はじめに

福祉における総合的な流れとして，国は高齢者介護，障害者福祉，児童福祉，生活困窮者支援などの制度・分野の枠や，「支える側」，「支えられる側」という従来の関係を超えて，人と人，人と社会がつながり，一人ひとりが生きがいや役割を持ち，助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として，「地域共生社会」をコンセプトに掲げ，その具体化に向けた改革を進めている。

令和2年には，地域共生社会の実現に向けて，地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から，「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し，社会福祉法に基づく事業と，従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険

法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定された。

その他、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年施行）、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年施行）、改正児童福祉法（令和4年成立）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年閣議決定）、子ども家庭庁設置法・子ども基本法（令和5年施行）、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）（令和5年策定）など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化している。このような背景を踏まえて、障害者施策の計画的な推進とともに、次期の計画策定を見据えた取組が期待される。

2 進行管理及び全体評価について

本協議会は、令和5年5月19日付け諮問第2号「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関すること」を受け、障害者計画に基づく具体的な取組を示した障害者計画実施計画（計画期間：令和3年度～令和5年度。以下「実施計画」という。）に定められた事業、障害福祉計画及び障害児福祉計画に定められたサービス等に係る令和4年度実績について確認した。

実施計画の目標値と実績値の比較において、全体的にはおおむね「目標どおり進行している」と評価できるものである。ただし、一部の「やや取組が遅れている」事業については、現計画の最終年度である令和5年度の目標達成へ向け、引き続き取り組まれない。

障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）における成果目標の進捗状況についても全体的に「目標どおり進行している」と評価

できるが、「やや取組が遅れている」福祉施設の入所者の地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行等について、目標達成へ向け引き続き取り組まれない。また、障害福祉サービス等については、現計画期間内において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているサービスが多いが、令和4年度は全体的に回復傾向にあるため、見込量に対する達成率が低い障害福祉サービスについて、原因を分析し、目標達成に向け取り組まれない。

3 障害者計画実施計画基本目標別実績評価について

本節では、進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、各論として実施計画の基本目標の達成に向けた事業の実績について評価を行う。事業を推進するに当たっての参考とされたい。

(1) 「基本目標1：自分らしい暮らしへの支援体制づくり」

福祉の総合相談窓口の開設、令和5年度重層的支援体制整備事業実施計画の策定、ヤングケアラー支援に関する講演会及び支援講座を開催する等、福祉の総合的な相談窓口の体制整備を図った。障害者地域自立支援協議会では、地域生活支援拠点の更なる充実・強化に向けて、「体験の機会・場の活用・充実」を重点テーマとしてニーズ把握を行うとともに、障害のある人の「親亡き後」の自立を見据えた取組の一つとしてミドルステイの実施に向けて検討を進め、令和5年度から実施できる見込みとなった。これらは、障害のある人が個々のニーズに合わせて日常生活及び社会生活を送ることができるような体制整備が進められたと評価できる。一方で、相談支援体制については、計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できるようにすることが課題となっており、課題解決の方策として、引き続き障害者基幹相談支援センターを中心に[相談支援事業所](#)の現状把握や負担軽減に取り組むととも

に、障害福祉サービス等事業者及び相談支援事業所と連携して、相談支援体制の構築を進められたい。

(2) 「基本目標 2：自分らしい社会参加や学びへの支援」

発達に関する情報に触れることが容易となり、保護者の意識の高まりとともに子どもの発達の遅れに関する不安を抱える保護者が増えていることを背景に、こどもの発達センターつくしんぼの事業においては、目標値を上回る実績値となり、事業全体（心理相談、専門相談、外来グループ）の需要は高まっている。一方で、こどもの発達センターつくしんぼ事業の外来グループにおいては、利用者が減少しているグループも一部見受けられるため、児童発達支援センターの設置に合わせて、外来グループ等の在り方について検討されたい。また、子どもの発達に関する相談需要の高まりに対し、専門的かつ機動的な対応が図れるよう、児童発達支援センターの令和6年度中の設置に向けた検討を引き続き進められたい。

(3) 「基本目標 3：自分らしい働きかたへの支援」

障害者就労支援センターの登録者数増加に伴い、相談内容が多様化・複雑化し、生活支援や不安解消が課題となっており、個々のケースに応じた丁寧な支援が実施されている。障害者就労施設等の販路拡大の支援については、地域活性化包括連携協定を活用した商業施設での販売会の実施を行う等、工賃の向上につながる福祉的就労の充実に向けた取組が行われている。また、地域生活支援拠点における「体験の機会・場」を充実させるため、地域自立支援協議会を中心に協議を行い、障害者就労支援事業所が実施する体験実習を報酬化しやすくする取組がなされている。これらの取組により、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるような支援の拡大が

進んだと評価できる。今後も、引き続き自立支援協議会就労支援部会等に関係機関の連携を深め、障害者就労施設等の販売会や価格表を活用した新規受注の開拓等、更なる支援の拡大に取り組まれない。

(4)「基本目標4：共に生きる地域社会づくり」

新型コロナウイルスの感染防止対策を図りつつ再開された市主催事業の多くに手話通訳者等の設置が行われ、令和3年度に続き令和4年度においても設置回数が増加したことは評価できる。次期実施計画の計画期間内においては、市役所新庁舎が供用開始予定であることから供用開始に合わせた情報提供体制及び意思疎通支援の充実を検討されたい。バリアフリーの推進については、各事業者が実施する事業や予定期間等を示す具体的な計画を定める特定事業計画が策定されたことは評価できる。特定事業計画に基づきだれもが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境の具体化に向け進められたい。震災総合防災訓練事業他、防災対策の推進に係る重点事業においてはやや取組が遅れており、障害のある人に対する適切な避難支援や災害時における安否確認の体制整備に取り組まれない。成年後見活用あんしん生活創造事業は、指標を超えた相談件数実績となっている。今後さらに、成年後見制度の理解促進等障害のある人の権利擁護のため「成年後見制度利用促進計画」に基づき取組を促進されたい。その他、次期実施計画の計画期間内においては、障害者差別に関する相談や地域における障害者差別解消のための協議の場設置に向け取り組まれない。

(5)「基本目標5：自立を支援する人づくり」

学童保育所においては、障害のある子どもの保育に反映できるよう、障害のある子どもの特性を踏まえた対応について、講師を招いて研修を実施した。

また、市内障害児施設職員による障害児報告会を実施し、報告会の課題をもとに講師による研修が実施される等、人材育成の取組が継続的に行われた。ガイドヘルパー不足を解消し、障害のある人の自立生活及び社会参加を促進するため、今年度より移動支援及び同行援護の従業者養成研修を新たに実施した。これらの取組は福祉を支える人材の養成・確保に向けた取組が推進されたと評価できる。次年度以降も、人材の確保に向けた更なる取組を進められたい。

4 障害福祉計画等成果目標別実績評価について

本節では、障害福祉計画等の実績について評価を行う。障害福祉計画等に定める成果目標の達成に向け、事業の推進に当たっての参考とされたい。

(1) 成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

地域移行の受け皿となるグループホームの整備が進み、新規の施設入所者数は少なくなっている。一方、令和4年度に施設から地域生活への移行者実績がなく、この状況を改善する必要がある。障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等と連携しながら、引き続き、地域移行を希望する者に対して必要な支援の検討に努められたい。また、重度障害のある方の生活の場の充実にに向けた検討を障害福祉サービス等事業者及び障害者団体等と連携して進められたい。

(2) 成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を活用し、長期入院患者の地域移行・地域定着のための支援体制について検討が図られている。さらに令和4年度にお

いては、精神保健福祉部会の作業部会として地域移行等支援連絡会を立ち上げ、精神科医療機関との連携を図るなど、様々な視点からの地域包括ケアシステムについての検討を行った。精神障害のある人が地域で安定した生活を送ることができるような体制づくりについて引き続き検討を重ね、地域での生活に必要な社会資源やネットワークの構築・強化に向け取り組まれない。

(3) 成果目標③「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」

障害者地域自立支援協議会を活用し、地域生活支援拠点の機能毎に整備状況及び課題を報告し、運用状況の検証及び検討を行っている。令和4年度においては、体験の機会・場の機能強化に重点的に取り組み、地域生活支援拠点等の機能の充実が図られている。引き続き障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、ミドルステイの実施や地域活動支援センター・短期入所事業所における体験の機会・場の活用を図るなど、機能の充実に取り組まれない。

(4) 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行等」

一般就労への移行者数は、前年度から横ばいで、ほぼ目標と同等の数値で推移している。就労支援センターの登録者は年々増加しており、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就くことができるように、関係機関が連携して取り組んだことが成果となっている。一方、就労定着支援については、市内に就労定着支援事業所が無い状況が続いており、就労定着支援を利用する人の割合は低い水準に留まっている。一般就労へ移行した障害のある人への定着支援を充実させるため、就労定着支援事業所開設に向けた取組をより一層推進されたい。

(5) 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は市内に無かったが、開設に向けて令和4年度に事業者と協議を行い、令和5年度の開設につながったことは評価できる。医療的ケア児等に関するコーディネーターについては人員の確保とともにその機能の充実に努められたい。また、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援の更なる充実を図るため、相談支援体制の強化及び児童発達支援センターの設置に向け引き続き検討を進められたい。

(6) 成果目標⑥「相談支援体制の充実・強化等」

地域生活支援拠点である障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携して、支援困難事例等の課題検討等の情報共有に取り組んでいるが、計画（障害児）相談支援の対象者、相談支援事業所、相談支援専門員の現状や予測値を的確に把握し、希望するすべての人が支援を受けられる相談支援体制の確立に努められたい。また、その方策として相談支援専門員の確保及び負担軽減に向けた人材育成支援の取組を進められたい。

(7) 成果目標⑦「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」

障害福祉サービス等事業者に対する指導検査や集団指導を実施しており、関係各課で連携し、人材の育成及びサービスの質を向上させる取組が図られている。障害福祉サービス等事業所は年々増え続けており、サービスの質の確保及び自立支援給付に係る費用等の請求の適正化を図っていくため、指導検査及び集団指導の更なる質の向上に努められたい。

5 今後に向けて

以上が実施計画及び障害福祉計画等の令和3年度実績に対する本協議会の評価であるが、答申の結語として次の2点を付言する。

- (1) 次期障害者計画及び障害福祉計画等の策定に当たっては、本答申及びアンケート調査等により把握されたニーズが適切に反映されるよう努められたい。

- (2) 障害者施策推進協議会と障害者地域自立支援協議会が地域の課題の共有に努めると共に、地域の課題や関係機関との協議内容を整理し、障害者計画及び障害福祉計画等に反映する仕組みづくりの構築を進められたい。

以 上